

《史料紹介》

京極壱岐守（高澄のち高通）の書状（三）

松本昭雄

一本京極壱岐守書状史料は、松本文庫が所蔵する近世から現代にいたる、あらゆる分野の讃岐・香川県関係の書状・書簡群のうち、多度津藩京極家の初代藩主京極壱岐守（高澄後に高通）が丸亀藩家老職岡七郎兵衛（連名宛のものも含む）に宛てた書状である。本稿は、さきの本学紀要第四十四号、第四十六号同書状翻刻（一）、（二）に続く（三）である。

一 壱岐守書状については、本稿によってほぼ盡くされると思われるが、なお、書状添付の「覚」等が存在するため、これらについては機会を得て翻刻発表したい。

一 壱岐守書状では、署名に壱岐守、壱岐守（花押）、壱岐守高澄（花押）、高澄、無署名があり、道静名も含まれている。また多く

の書状の例として、年記の記載がない。年次を推定する等の作業は、これから行うこととして、本稿の書状番号は前稿（一）、同（二）に続く仮の通し番号である。

一 書状の姿はできる限り原物の形態を守ることが理想であるが、印刷上の制約もあり、また文脈の理解しやすいようにとの配慮から独自のものとした。

一 判読困難や欠字については、□で表した。

一 固有名詞や書きくせなどで解説において、いささか武断にすぎるところがあれば、御批正を待ちたい。

(以下二通一包)

(糊封紙 ウ八書)

「

岡七郎兵衛殿 上候

京老岐守

」

(切封ウ八書 色替継切紙)

「七郎兵衛殿 上候

老岐守

」

九月八日之書状先達而

令披見候弥御無事ニ

候旨珍重存候此方相

替義無御座候

一式部申付之義去月四日

式部家来着内蔵亟申

付相済由此間九郎兵衛方

披参候節式部届御座候由

物語承候首尾覚相済

一段之義存候其元ニもさそ

心苦と案候

一山之北文房義御申越

令承知候併式部申付も

内證と申義ニ候間文房

義何之構無之候而可然候

其上此後にても何の

障りニも可成義とも

不存候其分ニ被差置

可然候尤被申越候も

内々之義又ケ様ニ申入候も

内々之義ニ候故急度申

遣候にてハ無之候心得之

為ニ御座候九郎兵衛方ニも文房事

何の沙汰も不被申候其内

万一心可くも御座候ハ、

い可様とも其元之了簡ニ候

可被申付候

別紙書状之趣縫殿助殿方

世話之義弥可致義と被

申越候先々月末九郎兵衛方

酒右衛門常右衛門新兵衛呼寄

病身ニ付表立候事計ハ

可承候其外ハ承間敷旨

以書付申入候尤其書付

定而其表へ可達候

先右之趣にて表立候分ハ

承候覚悟候とて久保町

之義ハ難離間柄ニ候へハ

各被申越候ニ不及如在候

少も無之候間可被心安候

委細ハ明春面談ニ

可申入候早く可及尋候

得共何可取込及延引

先恐く謹言

十月十八日 高澄（花押）

46 (切封ウ八書 色替継切紙)

「七郎兵衛殿

老岐守」

追啓式部家来安置彦大夫

欠落申候由承驚申候九郎兵衛方ニ

承り候へハ女事にて女ヲつれ欠落申候

由承安堵申候弥式部妾察通

にて候者らミ八月罷下ケ九月十五日

彦大夫立退召連立退申候哉委

御聞候て承度候もしく只何事

なく立退候ハ、い可ふ氣遣度

事ニ御座候此後とてもケ様之義

無之様ニ兼而弥急度致候様ニ

有之度候時ニ其元よりも氣ヲ

被付堅ク申付を守候様ニ被致

候義專一ニ存候随分少も氣遣敷

無之様ニ被致候義可然候扱く

氣遣ニ存候所別事無之候由

珍重候之至存候くれく其段

心ヲ被付候義第一ニ存候

殊外此節書物等多こまり申候

式部申付之あと対州豆州

などへの諸事つくろいニ此間ハ

いそ可しくいたし夫共何の別意

無之候間氣遣被致間敷候

此義ニ付何可わしハ風聞も

可有候得共少も氣遣成義

にてハ無之候随分たし可ニ

致置候得共い可様中分にて

申事御座候ニても大抵気遣

ハ無之候

其元同役衆之事も此間大和殿

四郎左衛門殿などゝも申達候弥五左衛門

小源太見習ニ致候義ニ候 以上

十月十八日 (花押)

47 (糊封紙 ウ八書)

「岡七郎兵衛殿 上候 老岐守」

(切封ウ八書 切紙)

「七郎兵衛殿 上候 老岐守」

弥無事ニ御勤之由珍重存候

自分先無茶無之候段も

被仰出候在府之願も近日

申上可相済と存候其元にて

緩く得御意候度四疊半にて

小多ん可おとり貞本酒も給させ

折節へつ本うも打申度

源介めへた江も承度候へとも

い可く存候ても病身長在所

と申して候難成と残念存候

一誕生院義一卷委細被申

越令承知候と可く役人共

断申させ度下心と存候

い可様共成次第ニ可被成候

爰元にてハ何の風聞も噂も

いまた不承候九郎兵衛ニもい可ふ

難義と察存候其様子ニ

相見し候ケ様にてハ諸事

や可ましくむつ可しく

罷成可申候誕生院事ハ

い可也とも其通りニ成り

次第ニ必可被致候悪敷

成候ても不苦役人共断

申出候役義御免候とも

不苦候と可く成行ヲ

能くあとくの事ヲ得と

御考置可被成候とのみち

一埒明申さぬうち盤

万事語り申ましく候

尤此書状さつそく火中

頼入候友右衛門ニもケ様候義ハ

不申遣候委細被熱心

被申越過分之至存候

行々氣遣成事ニ無之

候間可被得其意候扱々

色々心苦ニ致候事と大義ニ

存候梶ヲとれ成次第ニ

可被致候何可申度候へ共

いそき候故急々申入候

以上

九月廿八日 (花押)

48 (糊封紙 ウ八書)

「

七郎兵衛殿 上候 壱岐守

(切封ウ八書 色替継切紙)

」

七郎兵衛殿 上候 いきの可み

此手紙のち本とひそ可に

御渡し可被成候返事ニハ

必不及と可被仰聞候

いつにても御渡し可被成候

(同封文書)

昨日者乍早々

後こと々立々れ候

慶寿候様ニ御返答

候上者一通御上ケ可給候

きのふハ酒三者い

まだたり申ましく候

残念之至候

近日御出得存候

以上

八月廿二日

49 (切封ウ八書 切紙)

「七郎兵衛殿

壱岐守

□□□

六月廿五日之御状令披

見候弥御無事ニ御勤候

由珍重存候当年ハ暑も
あまりつよくななく候よし
去年も左様との事
左様なれハ其元ニ居
してもよさそふニハ御座候
雷落しよしさ楚
驚可れ候半と存候爰元
自分初子共息才ニ御座候
源三郎義も無事候由
委曲被申越入念義
大慶存候あまり子共
多無之様ニと存候も者や
やめニ致申候ケ様申候へハ
とふやらあたりさ王りも
御座候外ハ各別候義と
申候御一笑く他候
水沢山豊年のよし
風さへ無候へハよき
との御事先珍重候存候

外ニ爰元などハ稲ハ
百性共も豊年フいや可りなき申候由米や俵ヲ多くこしらへ下直ニうり申候
菊之如く一尺あまりニ成
ゆへと申候王さとよく作ぬとも存候
立毛御さなきよし近辺
見及候も左様ニ相見候
あ者れいよく左様ニ候
米高直ニ成候へしと
祈候地藏不出来
くん音成申候よし
大根この可た丸龜にてハ
大あたりと察候か年め
出来候様ニ御きねん可被成候
其元者くゑき能者
致候よし笑止ニ存候
九郎兵衛方未得候参会
不申候諸事御世話と
苦勞ニ存候誕生院義
別紙書付書状を御見せ
入念候事ニ存候い可
成事やらん尤只今
諸事存し申さぬ筈ニ

成事なれハ不存義ニ候

尤何方よりも左様候義

不承候先頃九郎兵衛方

少し伺存との義被申候故

押而被相伺候筋不及

急候段と挨拶申候へハ

重而申上間敷と被申候

誕生院事委細被申

趣成程く承知申候

ケ様之事も承置候へハ

能事も御座候間敷存候

友右衛門出会不被致候由

能酒被求近く出会

被申由如しと委細

にてさいく被咄候ハ、

能慰随然のまきれ

ニも成可申と存候先比

書状遣候先恐く謹言

七月十九日認 高澄（花押）

七郎兵衛殿上候

是年末遊可被申候よし

さミせんも引不申酒

斗のミ可申と存候友右衛門も

酒やめさ and 和ら事へ申候よし

暑氣ニハ少ししたへ気晴

可然候と存候

誕生院ニ付内通も在之

諸事不立義のよし

委細又別紙ニ被申候趣

是又承知申候事重遣

義ニ成候てハい可くと被存候

よし尤至極ニ存候併

自分方へ被申候とても

別ニ可申様無之候

能く諸事つまる所

御考可然方よも可有之候

且又ケ様之義ニ付ても

御心得ニ申入候とかく

一ト埒明申さぬ事

にて候諸事相済

申ましく候尤能く
了簡御考可然様ニ
被勤候義専一ニ存候
火中必頼入候
くれく慶寿院殿卒去
己後とても自分義今
更何ヲ構可申様
無之候構候様ニとの
義ニ候て達而構候様ニと
罷成候様ニ何方より成共
出候へハ又ハ致方も可
有之候尤く此義
露計も外聞無之
様ニ頼存候心安申候故
心底申入候其元より
外不申義ニ候 以上
先立而之返書も相達候
由承知申候不及報候

50 (切紙)

一只今被見候福寿院
公儀江差出候願書ハ
此方にてハ曾而かまひ
不申訳にて御座候爰初
目付共江差出候公事
相正候書付ニ候此方ハ
諸事可相済候と存候
一 小川弥一左衛門義比義初より
存候義ニ候間弥此一巻
之義委細ニ申きけ
お可れ遍く候
一 福寿院借銀之事あとの
義心遣不仕やうニ可被
申聞候
右尤内証の事ニ候

51 (切封ウ八書 色替継切紙)

七郎兵衛殿上候

壱岐守

無失念御をとし

令手落く候弥御無

事罷在存候此間ハ

いよゝ酒たり申さぬと

相見候残念存候

此一種序な可ら

最ニ進候一昨日つけ

申候にて候近日面上候

可申承候此辺

被通候ていつにても

立寄可給候 以上

八月廿三日

尚く小式部殿へも

よろしくたのミ入候

御精進日も過候へハさためて

天気もな越り可申候

いなおりなく入候事も

おちつき可申候と御伝へ

可給候

52 (糊封紙 ウ八書)

「

岡七郎兵衛殿 上候

京老岐守

(切封ウ八書 切紙)

「七郎兵衛殿 上候

老岐守

極月十一日之御状令披見候

弥御息才之由先以珍重

存候爰元無相替義候

いつも念入候義共致大慶候

一其元家中困窮な可ら

静く御座候由一段之義と存候

誕生院事もぐぢくニ成候

趣式部咄にて十月あたり

承候其己後何の沙汰も

不承候

一九郎兵衛方交代之義委細

被申越承候同役衆へ

右之趣被致相談候由此義ハ

各被申合次第之事

にて候半と存候式部九郎兵衛

右之咄被致候ハ、成程

あいさつ申入候猶此

方急と申候義ハ難致候

九郎兵衛方ハ江戸之方すき

にて御座候へハ大難義とも

被存間敷候と可くい可也共

被申合次第之義と存候

一乍序改年之

御慶申納候当年ハ

旧冬より寒気もうすく

志のきよく候段各申候

火事さたもなく物静ニ

いたし早く申承る

方喜可申承候

恐く

正月二日 壱岐守 (花押)

七郎兵衛殿

上候

53 (封紙 ウ八書)

御書

(切封ウ八書 色替継切紙)

「七郎兵衛殿

壱岐守」

一筆申入候暖気

成候節弥無異ニ

被相勤候哉先頃も返書

令承知候人参入候

薬なと服用之由余程

快候哉承度候爰元

替なく候

一此間も式部方江其元より

此度之義ニ付式部事

罷登候いてハ難成趣

被申越候由ひそ可に御

書状も一見申候先頃より

式部義罷登可然旨被

申越候扱右式部罷登

可然趣之義委細之

心持之義何と楚ひそ可に

書付可被為見候尤

外見仕候事ニても無之

心持ニ致候事故い可様之

義ニてもあたりさ王リニ

不構委細ニ御申聞

可給候此度之義九郎兵衛を

も相手ニ取候程の意趣

御座候由此己後九郎兵衛事

も者や勝手方之役義

被勤候事も難成筋と

風聞も承及候左様之

事ニて候諸向式部

罷登改直シ申され候

相成義ニ候哉惣而此

度之様子八左衛門事

切腹申付候程ニ五組之

者存取居候と相見へ候

其元初役人共も其

心得ニて候と相見へ候

此度申付遣候品ハ夫より

少軽候八左衛門暇遣候と

申位ニ極りかへり申候

左候てハ組之者合点

致間敷候哉尤伊豆殿より

申付候もよふ申上候

様ニ式部昨今之内

参り候此上伊豆殿

了簡ニてい可様ニ替^{か王リ}

可申哉と難計候

要人藤八彦三源太郎

腰をし致と申事も

虚実難事と弥

腰をしの筋ニ相見へ

申候哉承度候と可く

段々之様子心持ニ成

候事委細ニ御申越

得度候あたりさ王りの

事少も遠慮なく

御申越可給候落書

等ニも其元始家老衆

寸んく志可り御座候

お可しく存候我等

事も不宜申候段

狂奇ニ相見へ候何も

返答ニ承度候態と

便申付遣候

恐惶謹言

四月十五日 高澄(花押)

54 (糊封紙 ウ八書)

「

岡七郎兵衛殿

京老岐守

「七郎兵衛殿上候

老岐守

(切封ウ八書 色替継切紙)

「七郎兵衛殿上候

老岐守

八月十一日之書状令

披見候如被申越涼気ニ

成暮能候弥御無事ニ

被勤珍重存候此方相

替義無之候先頃者其元

余程風雨致損毛も

少く之由併少く義にて

珍重存候札替之義も

何と楚者んミ下致候様ニ

致度候先頃も友右衛門方より

其元役人共申談候趣共

申越令承知候又存寄

此間友右衛門方迄申遣候

手前とも少にても徳用ニ

成候様ニと存候事ニ候

其元ニも友右衛門と色々被

相談候由友右衛門方よりも申越

大慶存候弥双方之為

宜く少も害ニ不成様ニ

致度義ニ候其表こん

きうな可ら先静ニ候由

一段之義ニ存候大濱栗嶋

などの一卷之義も先立而

何の可に承知申候い可様

船切手存候ニ罷出候義不届ニ

存候左も無之義にてハ

惣而者差たる義にてモ

無之候船切手無と申義

い可、ニ存候さためて相談

之上い可也とも可成と存候

彦助甚兵衛義ニ付其元

心苦被致由さそと察候

先く志つまり珍重存候

其元面白き事も無鞠を

けられし由御遣候一タも

出不申由毎夕養生へ

被出可然義と存候友右衛門

恒右衛門養生ニ勢出し申候由

殊之外養生ニ成候もの

ニて御座候まゝ随分

けられ候様ニと存候九郎兵衛も

右之通被申候大坂より軍書

よみ参り其元ニても被聞候由

い可様よくよみ候ものは

面白き事と承申候間ニハ

おかしき咄なといたし候由

承候揚弓殊之外者やり

申候よし大弓も者やり

申候由承候爰元にてモ

的場こしらへ夏中より

千吉ニ射させ申候自分も

少しい申候得とも中不申候

源介方よりも書状差越候

無事のよし承候貞幸も

む寿めをもち申候由ときニ

なてさすり可申と存候

此方外ニ替なく候此間

仕置之義又断申候此度ハ

ちと風替りニあまり

其元なと苦勞ニも成申

さぬやうニ致候何も

近く可申入候 恐惶謹言

八月廿六日 高澄（花押）

55
(折紙)

六月十三日同廿九日之

書状令披見候先立而

被申越趣委細令承

知候岡五郎衛門小田源太兵衛義

此度願差出候由藏人

物語ニ承候願之通從

当春御申付之勝手方

加役御免之事ニ候其跡

勘定奉行共申付前々

之通各申談相勤候様ニ

申付候

一午之助殿喜七郎との事

出府之義昨日藏人と

委細申談候從其元被

申越候趣にてハ殊之外

目立御家来ときこへ不申候

此度知行高之義も兄弟衆

各三百俵つゝと相極り申候

右之格ヲ以テ下向候様ニ

可被致候委細者藏人

方より可被申越候

一昨日藏人各より参り候書状

被拜見候兼而噂申候

故申入候

一其外段く存寄委細

被申聞令満足候重而も

弥無遠慮被申聞候

一從其之被越候書状長く

候へハかさ高にも成候まし

うすき紙にても被認可

被越候

一内藏亟義大方明日頃にも

可申渡哉と存候西尾温州

申合候故承合候事ニ候

一残暑殊之外強候弥御無

事ニ被相勤珍重存候

其表ハ猶くあつく可有

之哉と存候自分先

無事ニ御座候

一舍人方へも被遊候てハ

其心得可給候是も追付

参府之事と存候暑

持病ニも障り用事多此書中

書落候事も可有之先

早々及御報候 恐惶謹言

京老岐守 (花押)

七月十五日

岡七郎兵衛殿

上候

尚々只今程在着給候

可被致休息と存候連歌にても

出候哉下屋敷より被成水辺

納涼可然と存候一楽之義も

さためめつらしく

可有之候察存候

一笑候

其後者打絶候暑

故殊外寝漸此頃

土用ニ入めつらしく冷氣

強昼日中王た入ものニ

王た入者本り之位にて

人心地ニ成候故先申入候

其元い可々朝暮緩候

例之小座敷も者やり

蛇籠も御物好奇相増

可申と察存候九郎兵衛方

一二度遊申候親江気

さき能候友右衛門など御出會も

被成候哉源介貞幸

無事ニ候哉皆々御心得

可成候ヒンチンハ、ねこも

不と辺たり候へハ忘候

不とニ成候其内ひん

も者や能頃おひニ成候

半と察入候爰元無色

世界にて遠方も去年

56 (切封ウ八書 切紙)

「七郎兵衛殿

老岐守」

のまゝ東海寺へ久々不参

内二のミ明暮申候扱々

楽も無事ニ候御存シの

久保丁半や何やと申候事

何もやめニ成申候此竹の

筒之内爰元者やりもの

入御覽候何れにても壱つハ

友右衛門ニ御やり可被成候

最ニ成申候扱々手前

淋しき事山候にて御座候

あとより可申入候 恐々謹言

六月廿一日 壱岐守 (花押)

七郎兵衛殿

57 (切封ウ八書 切紙)

「

七郎兵衛殿
上候

壱岐守
」

手紙令披見候弥

御替無之珍重存候

し可れ者見事の

あ王ひ并みるくい

送給不浅大慶存候

早く賞味申付

残りハ又明夕給

可申と候何や可やと申

付之事ニ候大坂表

絵図三枚致落掌候

ゆるく留置見可申候

扱又数々香炉

香箱御ミせ珍重存候

得と一覽可申候

重而従是可申承候

其内各番にて事遣

可申と存候い可くの

義にやと一覽申候

事と心事重而

可申候九郎兵衛当着

先刻遊申候気先

能相見へ申候今日ハ

暑気つよく成こ満り

申候何もく面上候

以上

十七日

尚くさ満し

御見せ悦申候

58 (糊封紙 ウ八書)

(色替継切紙)

「

七郎兵衛殿

先刻申談候通

江戸状相認候

進候順迪事も

書中別紙ニ認候

以上

十月廿九日

尚く天气能

志つ可に御座候左候へハ

一入徒然ニ暮候

(封紙ウラ)

老岐守」

先刻弥五左衛門事書落候

故書状又差添候先刻のと

一所ニくゝりそへられ可被遣候

59 (結封ウ八書 切紙)

「十 七郎兵衛殿」

備前殿よりの志うけん

の様子きゝ被申段今夜

の事ニ候間人やりにてもやうニ

定申間敷候間明日樽

さ可な遣尤ニ候

以上

60 (封紙 ウ八書)

御切帟一通

(切封ウ八書 切紙)

「

七郎兵衛殿

新左衛門殿

老岐守

此間者何茂苦勞之

段察入候乍此上

何可都合能一段之

義存候今日ハ暑も

浅御座候弥是事ニ

被勤候哉承度候自分義も

其許より何と楚見廻

申度心可け候事ニ候

重々の仕合故に候

持病別而ニ候一日々と

致延行候此一品

相送候打寄賞味

可被給候不快故早々

申入候 以上

七月朔日

61 (切封ウ八書 色替継切紙)

「又上候」

五月廿五日之書状令披見候

従公儀人改之義ニ付

被申越候趣共委細致

承知候久保町より不申

参ハ失念と察候此度

御申越之由扱々何可心苦之

義察入候さためて可申

参候宗内改とは

少々可い可申様子ニ

御座候失念ニま可ひも

無之候

一丸龜にて渡シ米之義

殊之外軽キ者共致難義

候由承候勘定奉行共

不心懸にてのよし承候

殊外小身者めい者く

いたしよし何と楚

渡シ米無滞様ニ有度

義ニ候奉行共にて心ヲ

付られ候義罷成候ハ

先何と楚右之段可被

申聞候尤自分ケ様ニ

申遣候と被申事ハ

曾而無用ニ候爰元にて

左様之噂も不致候

爰元ニ候申達候とも

中々埒明不申義ニ候

其元心得にて少にてても

埒明候筋候ハ何と楚

先可被申聞候勘定奉行

只今之上ニも今耆兩人も

被仰付可然存候先々

ケ様の義ともハ内々にて

心安候段申入候少も

外にて毛れさる様ニと存候

只今にてハ其表之事

偏ニ貴殿御勤故そろくも

亘ク罷成候誠ニ珍重存候

随分情被出候様ニ存候

財田山公事も無滞相済

扱々珍重之至存候是も

御心得と察候大慶存候

藏人九郎兵衛方よりも今日

書付被拜見候殊之外

暑氣強候故早々

申残候 恐々謹言

六月十三日 耆岐守

岡七郎兵衛殿

上候

62 (切封ウハ書 色替継切紙)

「 七郎兵衛殿上候 耆岐守 」

御やくそくのきれ

忝志ハらく

留置工夫いたし候

昨夜迄打続

災義御座候雪後

の嵐隠然ニ暮候

事ニ候 以上

正月廿三

か春満免や

朝日に

よ王る

さよ

あらし

〔付記〕 本史料（一）（二）（三）の翻刻にあたっては、香川県立

坂出高等学校教諭山本秀夫氏のご助力があつたことを記

して謝したい。

高松大学紀要

第 46 号

平成18年 9月25日 印刷

平成18年 9月28日 発行

編集発行

高 松 大 学

高 松 短 期 大 学

〒761-0194 高松市春日町960番地

TEL (087) 841-3255

FAX (087) 841-3064

印 刷

株式会社 美巧社

高松市多賀町1-8-10

TEL (087) 833-5811